

## ある統計用語

## 1 はじめに

統計用語には、知られているようで知られていないものもあります。本稿では「製表」とこれに関連する用語について調べてみましたので、その概要を紹介します。

## 2 所掌事務の規程類における「製表」の用語の初出

所掌事務の規程類で「製表」の用語が登場したのは、調べた限りでは、内務省勸業寮の規程とみられます。

勸業寮<sup>1</sup>は、明治7年（1874年）7月、農工商を奨励するため、内務省に設置されました。当初は、農、工、商、編纂の4課体制でしたが、明治8年9月24日の規程改革により、10課体制となりました。第三課は編纂、報告、製表を所掌していました。（国立公文書館アジ歴グロッサリーのサイト>勸業寮による。）

【参考】法規分類大全 〔第11〕（抜粋）

## 内務省第一次年報節録

八年九月二十四日寮中ノ規程ヲ釐革（りかく=改めかえること）シ更ニ課ヲ設ケル第一ヨリ第十二至ル其第一課ハ…第三課ハ、報告、製表、第四課ハ…、第十課ハ…ノ事ヲ分管シ課外ニ寮頭付書記ヲ置ケリ

【出典】国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/pid/994183/1/395>

※ 明治8年9月24日勸業寮職制及事務章程の改正に係る記事に内務省第一次年報節録が転載され、寮中ノ規程の改正内容の要旨について説明されています。寮中の規程は、勸業寮の事務章程の細目と考えられます。ただ、寮中の規程自体を確認することはできませんでした。

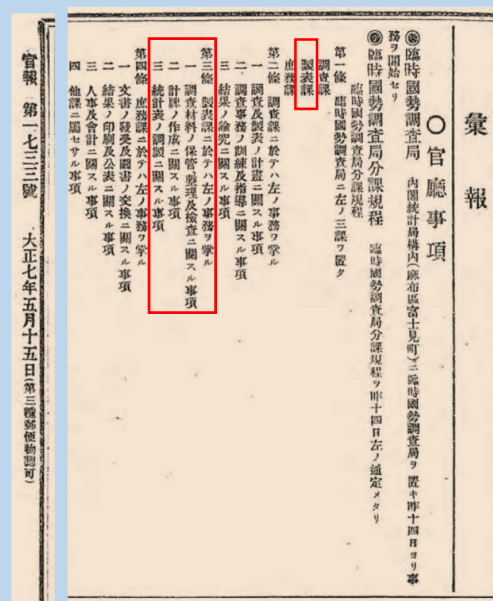
3 「製表」の用語を含む組織名<sup>2</sup>

「製表」の用語を含む課レベルの組織名で最も古いものと

しては、調べた限りでは、明治8年（1875年）11月、内務省衛生局に置かれた「製表課」とみられます。同課は、現在でいう業務統計（官庁などが業務を行う過程で得た情報を集計することによって作成される統計）のとりまとめに当たっていたとみられます。<sup>3</sup>

なお、調査統計（統計調査の結果に基づき作成される統計）に係る「製表」の用語を含む組織名で最も古いものとしては、大正7年（1918年）5月の臨時国勢調査局分課規程に基づき同局に置かれた「製表課」とみられます。<sup>4</sup>

## ○臨時国勢調査局分課規程



【画像】国立国会図書館デジタルコレクション

## 4 「製表」の用語を含む統計結社

杉亨二を中心とする統計の先駆者たちが明治11年（1878年）12月に創設した統計結社「製表社」（明治12年4月統計協会、のちに東京統計協会と改名）において「製表」の用語が初めて登場します。「製表社」は、藪内武司「日本統計発達史研究」によれば「製表社の名称の由来については…「製表」のことを<sup>こうぎ</sup>詢議する（意見を聞き議論する）、すなわち統計資料の取

<sup>1</sup>【補足説明】明治9年9月11日に勸商局が設置されると、勸業寮の商務は勸商局に移管されました。明治10年1月、勸業寮は廃止され、工務を工部省に移し、農務は新設された内務省勸農局へと移管されました（国立公文書館アジ歴グロッサリーのサイト>勸業寮による。）。

<sup>2</sup>【参考資料】「総理府統計局百年史資料集成」第1巻 総記 上、大正7年5月15日付け官報（臨時国勢調査局分課規程）（官報）<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2953846/5>（国立国会図書館デジタルコレクション）

<sup>3</sup>【補足説明】明治8年11月、内務省衛生局に「製表課」が置かれ、「製表報告年報等の事務を掌る」こととされています。府県からの報告に基づき、病院設立、医師開業・廃業、葉鋪開業・廃業、患者などに係る表を製していたようです。なお、この「製表課」は明治9年4月に「製表掛」に改称され、その後、明治13年4月に「統計課」（同課に製表掛）となりました。その後衛生局に「製表」の用語を含む組織名は見当たりませんでした（【参考資料】「法規分類大全〔第11〕」439頁～、「総理府統計局百年史資料集成」第1巻 総記 上）（略称「統計局百年史」）。

また、明治9年9月、内務省勸農編纂課に「製表掛」が置かれたとする記録がありました。その後、課の再編を経て、明治13年3月には報告課に「統計掛」が置かれ、同掛では、府県からの報告に基づき、農産表を製していたようです。その後勸農局に「製表」の用語を含む組織名は見当たりませんでした（【参考資料】「統計局百年史」）。さらに、明治13年6月、陸軍省総務局報告課に「製表掛」が置かれ、その後、組織の再編を経て、明治16年4月には「製表掛」は「編纂掛」となりました。このほか、明治10年1月に大蔵省検査局に製表掛（【参考資料】会計検査院三十年史、大蔵省百年史）、明治17年5月22日の官報（官庁彙報）で大蔵省人事の記事に「第一部製表課長兼務申付候事」の記事（当時の主税局分掌規程で同課は「貿易月報年報の編製」を分掌）、明治17年7月17日の官報（官庁彙報）で「記録局詰製表課長ヲ命シ候事」の記事（当時の司法省各局処務規程で同課は民事刑事統計年報などを分掌）なども散見（【参考資料】「統計局百年史」）

<sup>4</sup>【補足説明】大正7年5月、臨時国勢調査局に置かれた「製表課」は、①調査材料の保管、整理、検査、②計牌<sup>けいはい</sup>（統計資料を整理するとき、その仕分けや計算などのためにつくられる札<sup>ふだ</sup>・カードに相当。）の作成、③統計表の調製に関する事項をつかさどることとされていました。大正10年3月に臨時国勢調査局が廃止され、同年5月、国勢院第一部に「国勢調査課」と「臨時製表課」が置かれました。「臨時製表課」は、①第一回国勢調査材料の保管、②第一回国勢調査結果の製表、③機械製表に関する事項をつかさどることとされていました。国勢院廃止後の統計局官制による統計局（大正11年）、その後の内閣統計局（大正13年）においても「臨時製表課」が置かれ、それまでと同様の事項をつかさどることとされていました。大正14年には「製表課」となり、①各種統計調査の原表調製、②各種統計調査結果の材料保管に関する事項をつかさどることとされ、この「製表課」の発足に伴い、それまでの臨時的な組織から恒久的な組織となりました。（【参考資料】前掲の「統計局百年史」）

集編纂を主目的にするという、同社の結成趣旨にそっての名称」とされていますが、「製表」の名称の由来については不明です。宇川盛三郎「統計協会来歴」<sup>5</sup>（「統計集誌」創刊号（明治13年））によれば、「製表社」は、取捨した「内外の年表報告等を抜粋して年表を製し…」とあり、これは、明治7年に刊行された津田真道訳「表紀提綱」<sup>6</sup>でいう「政表<sup>7</sup>の製作」を参考に杉亨二が「製表」の用語を考案し、「製表社」という社名としたのかもしれませんが。

## 5 戦後の法令における「製表」の用例（最も古いもの）

### （作用法）

戦後の作用法に係る法令における「製表」の用例で最も古いものは、届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和25年1950年政令第58号<sup>8</sup>（現行統計法の施行に伴い廃止））第2条<sup>8</sup>で「製表」の用語が2箇所でてきます。その政令の解説において「製表」とは、「集計された結果を一定の様式に従って整理して、調査結果を示した表（統計表）を作成することをいう。」とされています。<sup>9</sup>

### （組織法）

戦後の組織法に係る法令における「製表」の用例で最も古いものは、法律レベルでは総理府設置法（昭和24年法律第127号）で、統計局のつかさどる事務として「製表」、部の名称として「製表部」の用語が出てきます。

#### ●総理府設置法（昭和24年法律第127号）【制定時】 （統計局の事務）

第八条 統計局においては、左の事務をつかさどる。  
一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表を行うこと。  
二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。  
三―五 （略）  
2 前項の事務のうち、国勢調査その他人口に関する統計調査の実施は、統計局人口部において、経済に関する統計調査の実施は、統計局経済部において、各種統計調査の製表は、統計局製表部においてつかさどる。

## 6 現行法令における「製表」の用例

現行の法令では、次の法令で「製表」の用例があります。

### （法律・政令）

○総務省 設置法 （平成11年1999年法律第91号）	（所掌事務） 第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 八十一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。
-----------------------------------	---

○総務省 組織令 （平成12年政令第246号）	（統計局の所掌事務） 第十三条 統計局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。 （以下略）
○独立行政法人統計センター法 （平成11年法律第219号）	（センターの目的） 第三条 独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八十一号に規定するものをいう。以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。 （業務の範囲） 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 国勢調査等の製表を行うこと。 二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施し、又は統計調査の製表を行うこと。 三 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に必要な技術の研究を行うこと。 五・六 略 （地方公共団体との協力） 第十二条 センターは、国勢調査等の製表を適正かつ確実にを行うため必要があると認めるときは、当該国勢調査等に関して統計法第十六条の規定により地方公共団体が処理することとされた事務（次項において「地方公共団体統計事務」という。）を処理する地方公共団体に対し、協力を求めることができる。 2 略

### （省令）

○内閣府 本府組織規則 （平成13年内閣府令第1号）	第二章 施設等機関 第一節 経済社会総合研究所 （中略） （景気統計部の所掌事務） 第三十条 景気統計部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 景気動向に関する統計その他の経済統計に関する研究を行うこと。 二 経済統計の収集、加工及び製表を行うこと。
○独立行政法人統計センターに関する省令 （平成15年総務省令第2号）	（業務方法書の記載事項） 第三条 センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 独立行政法人統計センター（平成十一年法律第二百十九号。以下「センター法」という。）第十条第一号に規定する国勢調査等の製表に関する事項 二 センター法第十条第二号に規定する国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施し、又は統計調査の製表を行うことに関する事項 三～九 略

<sup>5</sup> 国立国会図書館デジタルコレクション（※国立国会図書館/図書館・個人送信限定）で閲覧可能

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1572869/2>

<sup>6</sup> 統計図書館ミントピックス№6「表紀提綱について」

<sup>7</sup> 政表：国家（政府）の状態を明らかにする表（統計図書館ミントピックス№7「福沢諭吉は、なぜ Statistics を政表と訳したのか」）

<sup>8</sup> 届出を要する統計調査の範囲に関する政令 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2963508/28>（国立国会図書館デジタルコレクション）（官報）

<sup>9</sup> 「日本統計制度再建史資料編（Ⅲ）」 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9548232/13>（国立国会図書館デジタルコレクション）（※国立国会図書館/図書館・個人送信限定で閲覧可能）

## 7 現行法令における「製表」の定義

上記6で掲げた法令においては、いずれも「製表」の定義規定はありません。したがって、これらの法令における「製表」については、字義どおり解釈することとなります。

ちなみに、広辞苑における「製表」の字義は、「調査などの結果を整理して表にまとめあらわすこと。」とされています。

### 【補足説明】

①統計作成の流れにおける製表の位置付けと②製表に係る業務プロセスの概要については、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存された2021年10月14日現在の独立行政法人統計センターHPの以下のサイトが参考になります。

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11789570/www.nst.ac.go.jp/services/index.html> 【統計作成業務】

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11789570/www.nst.ac.go.jp/services/operating.html> 【業務プロセスの概要】

## 8 現行の意味での「製表」が行われたのはいつからか？<sup>10</sup>

現行の「製表」の意味（ざっくり言うと、調査（観察）の結果得られた調査票又はデータを一定の手順に従って処理し、統計表を作成する一連の工程を総称するイメージ）で、官制上「製表」の用例が登場するのは、前掲の臨時国勢調査局分課規程（大正7年<sup>(1918年)</sup>5月）です。ただ、実質的に現行の意味での「製表」が行われたのは、明治32年（1899年）の人口動態統計の編成であるとされています（【参考資料】「統計局・統計センター120年史」506頁）。人口動態統計調査については、明治5年以降、地方が統計表を作成し、中央に報告する方法（地方分査の方法）がとられていましたが、明治32年1月からは、人口統計事務が内務省から内閣統計局に移管され、出生、死亡、死産、婚姻、離婚について1件ごとに市町村長が小票を作成して、道府県通じて3か月ごとに内閣統計局に送付し、同局がこれを人口動態統計としてとりまとめるスキームが確立されました。

このような手法に変更された経緯については「明治三十二年人口動態統計（原表ノ部）」の緒言からうかがい知ることができるとしますので、ここにその一部を紹介します。

○明治三十二年人口動態統計（原表ノ部）の緒言（抜粋）  
…之を要するに人口動態統計の如き地方分査<sup>11</sup>の方法に依りては到底近世統計の望むが如き精密なる計数を得べからざるは識者の一般の認むる所なるが故に明治三十一年の改正は始めて将来進歩の基礎を此の統計に与えたるものにして此の点に於いては我邦人口動態統計の一新紀元と謂うことを得べし

（筆者が原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にしました。）

## 9 おわりに

「製表」という用語も調べれば調べるほど、時代とともに進化を遂げていることを改めて実感しました。ちなみに、統計学に関する明治期の文献や戦後の辞典類における「製表」の解説等を概観した結果は【別記1】のとおりです。今後とも、「製表」の進化とその字義等の変化に注目したいと思います。（独立行政法人統計センター法施行20年に寄せて）

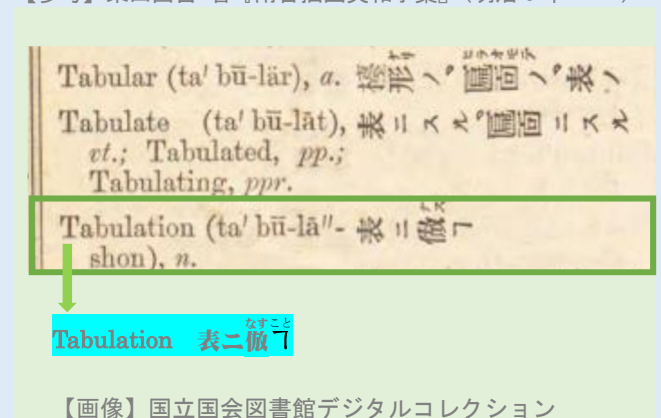
（余談）大正7年（1918年）の臨時国勢調査局の「製表課」の所掌事務の一つに「統計表の調製に関する事項」があり、大正14年の内閣統計局の「製表課」の所掌事務の一つに「各種統計調査の原表調製」がありますが、これらで「調製」とは「注文に合わせてこしらえること」（広辞苑）であり、当時の「製表」の字義も実は、額面以上に奥深いものがあるのではないかとも思いました。ただ、統計の存する限り、その品質の管理と統計を正しく利用するための情報（定義、利用上の注意、品質等）の提供が必須であることは言うまでもありません。

### 【あとがき】

「製表」「地方分査」などの統計用語は、実は、業界用語であって、その技術の進歩によって変化するところ。対外的に説明する際は、丁寧に説明する必要があると改めて認識しました。

なお、統計図書館コラム【特別編】No.S003「本邦初の統計用語辞典を編集した杠文吉」の冒頭の「ある統計用語を調べるべく国立国会図書館デジタルコレクションにおいて、統計用語に関する辞典の類を探索したところ、…」でいう「ある統計用語」とは、「地方分査」(local tabulation)です。これを理解するためには、その英訳の「tabulation」を理解する必要があると考え、調べたところ「製表」の英訳も「tabulation」であったことから、これらの用語をテーマとする本稿を執筆する契機となりました（伏線回収！）。

【参考】柴田昌吉 著『附音插图英和字彙』（明治6年1873年）



【画像】国立国会図書館デジタルコレクション

<sup>10</sup> 【参考資料】「統計局・統計センター120年史」19頁、506頁、統計図書館ミニトピックスNo.9「総務省統計局のルーツとなる組織の明治期における職員数は？」、総務省統計局HP「統計の黎明とその歴史」の年表

<sup>11</sup> 【参考】「地方分査」については、【別記2】【別記3】参照。

【別記1】統計学に関する明治期の古い文献や戦後の辞典類における「製表」の解説等

出版年	文献名	「製表」の解説等の内容
【統計学に関する明治期の古い文献】		
1889 明治 22 年	呉文聡「統計原論」	第三篇 統計ノ技術 製表ノ際表章ノ目的ヲ定ムルヲ要ス 原材料ヲ整理シ、表ヲ製スルニ方(あた)リテハ先ツ其ノ目的ヲ定メ其ノ目的ニ從ヒテ製表スヘシ…
1900 明治 33 年	横山雅男 述「統計学講義」	第二篇 方法統計 第十三章 製表 統計上観察したる数を蒐集し分類し排列し製表することは見る人の目に順序正しく映せしめんが為なり…
【統計学に関する戦後の辞典類】		
1949 昭和 24 年	杠文吉 編「統計用語辞典」	製表 Tabulation 蒐集された統計材料を検査し分類し集計して統計表に作製する過程を総称する。
1951 昭和 26 年	統計学辞典編集委員会 編(中山伊知郎 他)「統計学辞典」	製表 tabulation 一般に分類・集計という段階を経て最後に目的の結果表が作成されるのであり、この3段階を総称して製表という。
1957 昭和 32 年	中山伊知郎 他編「統計学辞典」	同上
1958 昭和 33 年	統計小事典刊行会「統計小事典」	製表 統計実務は、一般に調査部門と製表部門とに分かれる。調査部門から送られてきた調査票は、製表部門において倉庫に入納され、受付整理、検査、照会、訂正、符号化、カード作成等一定の集計計画にもとづいて集計され結果表に作成される。このような事務過程を製表という。しかし普通、単に製表といった場合は結果表の作成のことをいう。
1966 昭和 41 年	統計小事典刊行会「統計小事典」	製表 統計実務は、一般に調査部門と製表部門とに分けられる。調査部門から送られてきた調査票は、製表部門において倉庫に入納され、受け付け整理・検査・照会・訂正・符号化、カード作成など一定の集計計画にもとづいて集計され結果表に作成される。ただし、最近では符号化とパンチカード作成の過程を省略して、集計をスピード・アップするため「光学式読みとり装置」による方法(鉛筆で該当調査事項にマークしたマーク・カードを直接磁気テープに読みとる方法)が導入されている。結果表を作成するまでのこのような事務過程を製表という。
1989 平成元年	統計教育推進会「統計小事典」	掲載なし
1992 平成 4 年	竹内啓 他編「統計学辞典」	掲載なし
1992 平成 4 年	日本統計協会「統計小事典」	製表 (Tabulation) 統計調査において収集した調査票から目的の統計表を作るまでの処理工程をいい、受付、内容検査、符号格付、集計、結果表審査の各工程から成り立っている。小規模調査の人手集計を除き、ほとんどはコンピュータによる集計である。そのため、製表は受付から符号格付までのコンピュータ前処理、コンピュータ集計、結果表審査のコンピュータ後処理に大別できる。前処理では、調査票の遺漏の有無を確かめてから、内容検査や符号の格付を行う。コンピュータによる集計では打鍵方式か OMR (OCR) 方式かで入力データを作成し、データチェックで誤データをすべて訂正してから統計表の集計と結果の印刷を行う。後処理では印刷された統計表の数字を審査して誤りの有無を確認する。
2004 平成 16 年	文部科学省大学共同利用機関メディア教育開発センター制作・著作「マルチメディア統計百科事典」	製表 Tabulation 統計調査において収集した調査票から目的の統計表を作るまでの処理工程をいい、受付、内容検査、符号格付、集計、結果表審査の各工程から成り立っている。小規模調査の人手集計を除き、ほとんどはコンピュータによる集計である。そのため、製表は受付から符号格付までのコンピュータ前処理、コンピュータ集計、結果表審査のコンピュータ後処理の3つに大別できる。前処理では、調査票の遺漏の有無を確かめてから、内容検査や符号の格付を行う。コンピュータによる集計では打鍵方式か OMR (OCR) 方式かで入力データを作成し、データチェックで誤データの検出を行う。誤データをすべて訂正してから統計表の集計と結果の印刷を行う。後処理では印刷された統計表の数字を審査して誤りの有無を確認する。

【別記2】統計学に関する明治期の古い文献や戦後の辞典類における「中央集査」「地方分査」の解説等

出版年	文献名	「中央集査」「地方分査」の解説等の内容
【統計学に関する明治期の古い文献】		
1898 明治 31 年	花房直三郎「欧州に於ける近世統計技術の二大進歩」(「統計集誌」(205)) (明治 31 年 <sup>1898</sup> 年) 所収)	…中央集査法と云ふものは…統計の原料を直ちに中央に集めて中央に於て原料に依て直接に統計を調整すると云ふことでありまして、地方分査法と云ふ調整の法と反対の方法であります。地方分査の方法と云ひますと先づ例えば或る事柄の統計を調査し様と思ふと其の事柄に就て中央では各省の為に統計表の様式を定めて之を各省に廻はします。各省では之に依て又其事柄について府県の統計表の様式を定めて府県に廻はし、府県では之に依て市町村の統計表の様式を定めて市町村に廻はす、そこで市町村では夫々(それぞれ)原材料を集めて、廻はされた様式に依て其事柄の統計表を調整して府県に差し出す 府県では此の各市町村の統計表を集めて之を基礎として府県の様式に依て府県の統計表を調整して省に出す 省は又之を基礎として中央で定めた様式に依て其の主管の事を統計表にして中央に送る、中央は之を総合して始めて其の事全体)に涉り全国に就ての統計表を作る、是が即ち地方分査の法である…
1900 明治 33 年	横山雅男 述「統計学講義」	第五篇 統計の行政 第三十一章 中央集査及地方分査 地方分査とは市町村役場に於て調査したるものを府県庁にて製表すること…中央集査は市町村役場より郡役所を経て府県庁に送り府県庁に於て多少の点検を為し其儘 <small>(そのまま)</small> 、内閣統計局(若くは他の中央官庁)に送るものなり・
【統計学に関する戦後の辞典類】		
1949 昭和 24 年	杠文吉 編「統計用語辞典」	中央集査と地方分査 中央集査とは統計材料(記入済の調査票をいう)を中央統計機関に集めて、こゝで統一的に集計を行うことい、地方分査とは各市町村或は各府県のような調査の下部機関に集まった統計材料をそこで集計する方法をいう。…
1951 昭和 26 年	統計学辞典編集委員会 編(中山伊知郎 他)「統計学辞典」	中央集査 central tabulation 地方分査 local tabulation 中央集査とは調査票をそのまま全部中央機関(例えば統計局等)に集めて集計するものであり、地方分査とは調査票をそのまま各地方機関(例えば府県庁、市町村役場等)で集計して、最後の結果だけを中央に送達し、それぞれ中央でまとめる方法である。
1957 昭和 32 年	中山伊知郎 他編「統計学辞典」	同上
1958 昭和 33 年	統計小事典刊行会「統計小事典」	地方集計 各市町村とか、各府県とかに集まった統計資料を、そこで夫々集計する方法をいう。…  中央集計 全部の統計資料を中央に集めて、ここで統一的に集計を行うこと…。
1966 昭和 41 年	統計小事典刊行会「統計小事典」	地方集計 政府(または特定の中央機関)が府県・市町村または地方支部・出先機関を通じて統計調査をおこなう場合、集計までの事務をそれぞれの地方機関に分担させる方法をいう。…地方分査ともいう。 地方分査⇒地方集計 ※「中央集査」「中央集計」⇒記載なし
1989 平成元年	統計教育推進会「統計小事典」	掲載なし
1992 平成 4 年	竹内啓 他編「統計学辞典」	掲載なし
1992 平成 4 年	日本統計協会「統計小事典」	地方集計 統計調査が地方公共団体を經由して実施される場合、実施事務ばかりでなく、集計作業をそれぞれの地方が分担して行い、地方で行った集計結果を中央に集めて総合する集計方式をいう。これに対して、調査票を中央に集め、集計事務を中央において一元的に行う方式を中央集計という。  中央集計 (Central tabulation) 統計調査の集計において、収集された調査票をすべて中央に集めて集計する方式をいう。 ※「中央集査」「地方集計」⇒記載なし
2004 平成 16 年	文部科学省大学共同利用機関メディア教育開発センター制作・著作「マルチメディア統計百科事典」	地方分査 統計調査が地方公共団体を經由して実施される場合、実査事務ばかりでなく、集計作業をそれぞれの地方が分担して行い、地方で行った集計結果を中央に集めて総合する集計方式をいう。これに対して、調査票を中央に集め、集計事務を中央において一元的に行う方式を中央集計という。また、調査票の入力事務のみを地方で行う地方分散入力という方式もある。  中央集計 Central tabulation 統計調査の集計において、収集された調査票をすべて中央に集めて集計する方式をいう。… ※「中央集査」「地方集計」⇒記載なし

**一口メモ** 地方公共団体を通じて行う政府の統計調査の場合、国と地方の役割分担として地方がその区域内の集計を行うことを「地方集計」ととらえているようですが、筆者は、「調査票情報の利用手続を経て地方独自でその区域内の集計を行うこと」を「地方集計」予断していました(反省)。

【余談】国立国会図書館デジタルコレクションで「地方分査」の解説等が掲載されている統計学に関する明治期の古い文献を探索したところ、出版日の古いものとして、横山雅男「統計学」がヒットしました(奥付なし)。ただ、同サイトの書誌情報では 出版年が[18—]とされています。同書の表紙をみると、「慶應義塾大学講師」とあり、慶應義塾大学の Bibliographical Database of Keio Economists のサイトに掲載の横山雅男の年表によれば、1916(大正 5 年)～1931 年(昭和 6 年)まで講師として在職しており、また、図書の受付印が「大正 14」とされていることから、大正期に出版されたものと解され、このような場合、その書誌情報における出版年は額面どおりに判断することができないことを学習しました。

【別記3】

明治31年(1898年)11月7日内閣訓令第1号(人口統計材料統計小票取扱手續)により地方分査の方法から中央集査の方法に変更となりました。その訓令では「地方分査」、「中央集査」の用語は登場しませんが、同訓令と同時に彙報(官庁事項)として「人口統計材料統計小票記入心得」と「人口統計材料徴収方法審査報告書」が掲載され、後者に「地方分査」、「中央集査」の用語が登場しています。

●明治31年11月7日付け官報号外(抜粋)

【画像】国立国会図書館デジタルコレクション

官報 號外

明治三十一年十一月七日

○内閣訓令

内閣訓令第1號
人口統計ニ關スル材料ハ左記申號及乙號ニ依リ統計表及統計小票ヲ以テ内閣統計局ニ進達相成ヘシ
本年七月十三日附令第四號ヲ以テ人口統計ニ關スル材料ハ内務報告例ニ準據可相成官及訓令置備處右報告例準據ノ儀ハ自今之ヲ廢止ス
明治三十一年十一月七日
内閣總理大臣 伯爵大隈重信
(甲號) 人口統計材料統計表取扱手續
第一條 此ノ取扱手續ニ依テ統計表ヲ以テ徵集スル人口統計材料ハ別記様式第一號乃至第六號ニ依ル

第八條 道廳府縣廳監獄所在市町村ノ調査ノ事實ノ屬シ
第九條 市町村ノ統計局ハ道廳府縣廳ニ於テハ市町村長長ヲ指シモノトス
此ノ取扱手續及様式(別記)
人口統計材料

(乙號)

人口統計材料統計小票取扱手續
第一條 人口統計材料中出生死亡婚姻離婚死産ニ關スル材料ハ別ニ定ムルモノノ外明治三十一年一月一日ヨリ此ノ取扱手續ニ依リ統計小票ヲ以テ徵集ス

○彙報

○官廳事項

○人口統計材料統計小票記入心得
内閣統計局長ハ本年十一月十一日内閣訓令第1號乙號人口統計材料統計小票取扱手續第一條ニ依リ統計小票記入心得ヲ左ノ如ク定ムル
人口統計材料統計小票記入心得

○人口統計材料徴収方法審査報告書
内閣統計局長ハ内閣總理大臣ノ命ニ依リ人口統計材料徴収方法ヲ審査シ其結果ヲ報告シ併テ左ノ審査報告書別冊ヲ提出セリ
審査報告書別冊

第二 人口動態調査方法ノ審査

人口動態ノ調査ハ今日ニ在テハ主トシテ戸籍簿ニ據ラサルヘカラスモ他ニ前ニ述ヘタル前ノ如クシテ其ノ調査ハ之ヲ市町村長ニ委任シテ市町村長シテ統計表ヲ調製セシムルモ亦既ニ前ノ如クシテハ之ヲ調査ノ方法ハ所謂「地方分査」方法ニシテ大體ニ於テ從前内務省ノ民籍戶口表ヲ編製セル方法ト大差ナキニ依リ其ノ結果モ亦大同小異ト謂フヘキナリ即第一號表ヲ以テ本籍人口トシテ本

「小票」に「コフダ」のルビが付されています。

第三 人口動態調査方法ノ審査
人口動態統計ノ材料ヲ統計小票ヲ以テ中央ニ蒐集スルノ已ヲ得サルニ至レルハ上ニ既ニ之ヲ詳述セリ抑統計小票ヲ以テ材料ヲ中央ニ蒐集スルノ否トハ方法ノ問題ニシテ範圍ノ問題ニトラス故ニ範圍ハ尙從前ノ範圍ヲ繼承シテ出生死亡婚姻離婚死産ノ五種ニ止メ管テ之ヲ擴張セシモ蓋シ動態統計ノ範圍ハ固ヨリ此ノ如キニ止マラス例ハハ隱居ノ如キモノノ如キモノニ於テハ帝國特殊ノ制度ニシテ動態統計上觀察スルニ可キ範圍ナルヘシト雖モ此ノ如キモノニ於テハ他日ノ審査ニ譲レリ
範圍ハ即右ノ五種ニ止マルト雖モ既ニ統計小票ヲ使用スルトキハ充分之ヲ利用スルキニキ影響ヲ及ボサス蓋シ小票ニ記スル所ノ一項ヲ増シ若ハ減少スルモノ以テ市町村長ノ勢ト中央ノ設備ニ甚シキ影響ヲ及ボサスハ必スシモ從前ノ條項ヲ繼承セシムルニ比スルニ内務省出版ノ民籍戶口表ニ載スル所ノ各表出生死亡婚姻離婚死産ノ結果ヲ以テ之ヲ從前ノ統計ニ比スルニ内務省出版ノ民籍戶口表ニ載スル所ノ各表出生死亡婚姻離婚死産ニ關シテハ其數五六表ニ過キス其ノ條項モ亦三十四ニ上ラヌ其ノ土地ノ區別ハ人口二万五千以上ノ市町村ノ出生死亡ノ外ハ本籍人口ノ異動ノミヲ知ルヲ得ヘク時ノ區別ニ關シテハ一年ノ總數ヲ知ルノミ是レ固ヨリ「地方分査」方法ニ依リ巴得ザルノ結果ニ關スルモノ多シトス之ニ反シテ今同ノ方法ニ依レハ未ダ中央集査ノ審査ヲ終了セザルカ爲ニ精確ニ明言シ難シト雖モ喪失數ハ三十表以上ニ上ルヘク條項ハ數百項ナルヘク土地ノ區別ニ於テハ殆メト總テ市町村迄ニ及フヘク人口ノ種類ニ於テハ本籍現住トモ其ノ異動ヲ知ルヲ得ヘク時ノ區別ニ關シテハ固ヨリ一年ノ總數ニ止マラス現住人口ノ異動ニ於テハ添テ月ノ區別ヲ知ルヲ得ヘク時ノ區別ヲ知ルヲ得ヘシニシテ若シ中央ノ經費ニシテ餘裕アリ又ハ中央ノ人員ニシテ熟練ヲ増スニ至ラハ猶之ヨリ一層精密ナル事實ヲ中央ニ於テ觀察スルヲ得ヘシ

多ク市町村長ヲ勞セズ錯誤ヲ生セズ統一ヲ保チ而シテ此ノ如キ精密ノ統計ヲ得ルハ實ニ中央集査ノ利益ナリ統計ノ方法技術ノ講セザルヘカラスハ此ノ一事ヲ以テ之ヲ見ルモ明ナリトス
中央集査ノ方法ヲ施行スルニ依テ中央ノ經費ハ多少ノ増加ヲ要スト雖モ一方ニ於テ市町村長ノ動態統計ニ關スル事務ハ單ニ小票ニ若干字ヲ記入シテ之ヲ郵送所ニ送附シ郵送所ハ唯々其ノ枚數ト番號ヲ點檢シテ府縣廳ニ送附シ府縣廳ハ小票束括ノ數ヲ點檢シテ中央ニ送附スルニ止マル其ノ地方機關ノ勢力ヲ省略スルハ決シテ輕々ナラズト信ス
中央集査ノ方法ニ依テ地方機關ノ努力ヲ大ニ削減スルト同時ニ其ノ得ル所ノ結果ハ前述ノ如ク精密ナリ然レトモ其ノ精密ノ度ニ關シテハ此ノ審査ノ方案ヲ以テ完備セリ以テ得ル所ノ凡ソ今同ノ審査ハ概シテ已ヲ得ザルヲ以テ程度トシ成ルヘク事ヲ新規ニ創ムルヲ回避セリ蓋シ統計ノ數ハ其ノ出所必ス正確ナラザルヘカラス若シ其ノ據ルヘキノ法令制度又ハ適當ノ設備ノナクシテ漫然同ノ發シ之ニ依テ得タル數ノ如キハ殆メト價值ナシト謂フヘカラス乃今同審査ノ案ニ於テ小票ニ記入スル所ノ各項ハ凡テ現行法令ノ明ナルモノニ準據シ其ノ他ニ於テ法令ヲ變更シ若ハ新ニ法令ヲ定メテ始メテ取リ得ヘキ事項ノ如キハ悉ク之ヲ省ケリ
故ニ動態統計ノシテ之ヲ管フトキハ更ニ改良ヲ計ルヘキノ點ハ少ナカラサルヘシ今同審査セル五種ノ票ニ於テモ尙増加スヘキ條項之アルヘシ例ヘハ死亡者ノ職業ノ如キモノ一ナラン又右五種以外ニ種々ノ如キ更ニ票種ノ増加スヘキモノ之アルヘシ技術ノ點ニ於テハ各票記載ノ體裁印刷紙ニ紙質、中央ニ於テ集査機械應用等ノ問題ノモ之アルヘシ然レトモ概シテ動態統計ハ身分ノ屬ト相關聯シ而シテ統計小票ニ依テ材料ヲ中央ニ蒐集スル是レ今同審査セル方法ノ大體ニシテ此ノ大體ノ方法ハ今同審査セル人口動態統計ノ方法ノ如ク一時ノ便法ニ止マラス實ニ帝國動態統計ニ於テ永遠ノ方法トナサンコトヲ期セシモノナリ
將又中央集査ノ方法ニ於テハ小票ハ實ニ唯一ノ材料ナルヲ以テ其ノ記入ハ最モ精確ナラサルヘカラス故ニ此ノ記入ノ方法ノ極メテ簡單ナルニ拘ハラズ尙心得書ヲ草シテ詳細ニ之ヲ指示シタリ

凡ソ統計ノ數ハ其ノ出所明ナラザルヘカラス同一ノ方法ヲ以テ得タル數ハ其ノ價值相同シキモ同種ノ方法其ノ途ヲ異ニスルモノハ彼此比較ノ際又ハ加減ノ場合ニ於テ嚴重ノ注意ヲ要ス今同審査ノ方案ニ於テ種々調査ノ據ルヘキ所ヲ指定シ其ノ中央ヨリ指定シ難キモノハ市町村長ノ便宜ニ委ヌモ尙之ヲシテ其ノ出所ヲ申告セシムル所以ニシテ「地方分査」方法ニ選テヘカラスルノ手續ナリトス